

核のゴミから未来を守る青森県民の会

共同代表 阿部 一久 殿
奥村 榮 殿
古村 一雄 殿

青森県知事 宮下 宗一郎



質問状に対する回答について

2025年4月24日付けで提出のあった公開質問状について、別添のとおり回答
します。

核のゴミから未来を守る青森県民の会への回答

(1) 国及び事業社から、早ければ2025年4月25日までに搬出するとの約束が実行できない理由の説明と謝罪、及び今後の搬出計画についてどのような説明があったのか、その内容と時期について伺う。

(2) 国に搬出期限を守る第一義的責任があるのは、別紙①で明白であるが、知事は国と事業者のいずれにあると認識しているのか、また、その根拠について伺う。

(5) 最終処分場操業開始時期が、平成6年の原子力長計では、「2030年代から遅くとも2040年代半ば（平成50年代後半）」とし、平成12年、17年、20年の最終処分計画では「平成40年代後半」と異なった理由及びこれに対して、その時点で県として、この相違点の理由と経緯の説明を求め、県民に説明すべきであったと考えるが、県の見解と対応を伺う。

(6) 知事は2045年4月25日までに最終処分場を開始できるか、できないかを国に問うべきと考えるが、知事の見解と対応を伺う。

(7) 開始できない場合の対応を国に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応を伺う。

(8) 搬出期限の順守は、国のこれまでの原子力施設の安全確保やプルトニウム利用等の原子力中、長期計画の重要な施策が実現していない経緯を踏まえれば、今後の原子力政策を進める上で基本的に国、事業者の責任である。

今後の六ヶ所再処理工場の操業、MOX燃料加工場の操業、海外返還廃棄物の搬入の際の知事の判断は、搬出期限の約束を守ることも判断材料の一つにすべきと考えるが、知事の見解と対応を伺う。

(11) 第7次エネルギー基本計画には、最終処分に向けた取組の抜本強化に関する記述はあるが、六ヶ所村の一時貯蔵及び六ヶ所再処理工場からの搬出期限の順守及び、最終処分場操業開始時期が記述されていないのは容認できず、これらの計画を閣議決定して策定するように国に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応を伺う。

(12) 高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定が進まず、六ヶ所での貯蔵量が10年後には1万本、20年後には2万本と増え、本県にガラス固化体が大量に長期間貯蔵されることになることから、選定のタイムリミットを設け、ガラス固化体の搬入と製造にも制限を設ける必要があると考えるが、知事の見解と対応を伺う。

答1 搬出期限、最終処分計画について、本県は、高レベル放射性廃棄物については、あくまでも一時貯蔵を前提として、原子燃料サイクル施設の立地協力要請を受諾したものであり、最終処分事業を進める国から「青森県を最終処分地にしない旨の確約は、今後も引き継がれていく」とした文書を得ています。

2 また、貯蔵管理期間終了時点での搬出については、安全協定書において「管理期間終了時点で、それぞれのガラス固化体を電力会社に搬出させるものとする」と規定されているほか、このガラス固化体が帰属し、搬出に責任のある各電力会社から「貯蔵期間終了時点までに、確実に青森県外に搬出する」との確約文書や、これに対する国の指導が示されています。

3 最終処分地にしないことや搬出期限を遵守することについては、昨年12月に開催された核燃料サイクル協議会においても、内閣官房長官、経済産業大臣及び電気事業連合会会長から、残りの貯蔵期間が20年との認識に言及の上で遵守する旨の発言があったところであり、県としては、国・事業者において、プロセスを含め、責任を持って取り組んでいただきたいと考えています。

(3) 安全協定は、平成6年7月時点(案)で「受け入れた日から50年以内」とあったのが、最終的に「受け入れた日から30年間から50年間とし、管理期間終了時点で、丙は、各々のガラス固化体を電力会社に搬出させる」と修正されたが、その経緯と理由及び県が修正に同意した理由について伺う。

答1 「六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書(案)」公表後、県では、同施設の一時的貯蔵施設としての位置付け、及び本県において最終処分が行われないこと等をより一層明確化するため、国、日本原燃株式会社及び各電気事業者に対し、六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターでのガラス固化体の管理期間及び管理期間終了後の取扱いについて照会

し、国、日本原燃株式会社及び各電気事業者からは、
○同施設により貯蔵管理されるガラス固化体の管理期間は３０年間から５０年間
とされ、管理期間終了時点では、電気事業者が最終的な処分に向けて、搬出する
こと
などについて、文書により回答がありました。

２ こうした国等からの回答を踏まえ、ガラス固化体の管理期間を定めた最終案としたものです。

（４）又、県には安全協定を締結し、ガラス固化体の搬入を容認してきた責任がある
と考えるが、知事の見解及び責任の果たし方について伺う。

答１ それぞれのガラス固化体の搬出は、そのガラス固化体が帰属する電力会社の責任
においてなされるものであり、国には事業者を指導する責任があるものと認識し
ています。

２ 県としては、安全協定が遵守されるよう、折に触れ、国及び事業者を確認をして
まいります。

（９）今後、海外から返還されるガラス固化体及び六ヶ所再処理工場のアクティ
ブ試験と本格操業で発生するガラス固化体の数量と六ヶ所再処理工場の操業期
間をどのように見込んでいるのか伺う。

（再処理で発生するガラス固化体の量を平成１７年の処分計画では、平成２６年
までで年間１,１００本から、１,５００本、平成２０年処分計画では平成２８年ま
でで１,１００本から１,６００本としている）

答１ 日本原燃株式会社によると、

①海外から返還されるガラス固化体は英国からの返還分が残り約３８０本

②アクティブ試験でこれまで発生したガラス固化体は ３４６本

③六ヶ所再処理工場が操業し、年間 800 トンの使用済燃料を再処理した場合に発生するガラス固化体は、約 1 0 0 0 本
とのことです。

2 再処理工場の操業期間については、

○第 7 次エネルギー基本計画記載のとおり、メンテナンス技術の高度化、サプライチェーン・技術の維持など、中長期での取組みを実施し、安全性を確保した安定的な長期利用を目指していく
とのことです。

(10) 最終処分地選定がすすまない状況で、六ヶ所再処理工場が本格操業されれば、同工場から年間最大 1,000 本のガラス固化体が発生し、六ヶ所で貯蔵管理されることであるが、その管理期間及び搬出責任の所在は何に規定されているのか伺う。

仮りに現時点で規定されていない場合は、いつ、何によって規定するか伺う。

答 六ヶ所再処理工場における再処理の過程で発生するガラス固化体の貯蔵管理期間については、現段階で定められていません。

今後、同工場の本格操業に向けて国、事業者を確認していくことになるものと考えています。

(13) 六ヶ所再処理工場で再処理事業を終了する時期及び、同工場から全てのガラス固化体が搬出され、同工場が閉鎖、解体される時期をどのように見込んでいるのか伺う。

答 日本原燃株式会社によると、

○六ヶ所再処理工場の操業期間には法令等の定めはなく、設備については、計画的に設備点検や定期事業者検査を実施し、点検等の結果に応じて設備の更新を実施することとしている
とのことです。

(14) 知事は、去る3月25日に、2025年度のむつ中間貯蔵施設への使用済核燃料の受入を了承したとマスコミに語ったと報じられたが、了承した具体的根拠について伺う。

(15) 両電力会社の使用済核燃料の中長期的発生見込計画と同施設から50年以内に搬出、再処理される担保としての、両電力会社の中長期的なプルトニウム利用計画の確実な実行及び高レベル放射性廃棄物の最終処分場の確保等を確認せずに了承したのでは根拠とは言えないと考えるが、知事の認識について伺う。

答1 去る3月24日、二役・関係部局長を含めた会議を開催し、協議した結果、
○第14回核燃料サイクル協議会、第7次エネルギー基本計画に加え、第35回原子力政策懇話会の議論において、国が、原子力・核燃料サイクル政策の推進を国のエネルギー戦略の中核に位置付け、安全確保を第一に、国民理解を得つつ、官民一体で責任を持って取り組んでいること

ORFSの「使用済燃料の受入れ、貯蔵数量(計画)」、日本原燃の「再処理工場、MOX燃料工場の操業に向けた取組及び使用済燃料の受入れ、再処理量等(計画)」、電気事業者の「プルサーマル実施に向けた取組」並びに第35回原子力政策懇話会の議論において、事業者が、国の方針の下、使用済燃料中間貯蔵事業及び再処理事業に取り組んでいる

ことが確認できました。

2 また、第35回原子力政策懇話会で委員から異論はありませんでした。

3 なお、国としても、使用済燃料対策推進協議会幹事会において、使用済燃料中間貯蔵事業の状況を確認したところです。

4 以上のことから、県としては、国・事業者は、原子力・核燃料サイクル政策の実現に向け取り組んでいるものと認められ、使用済燃料中間貯蔵事業及び再処理事業が実施できる環境にある、又はそのための環境整備が図られていることを確認したものです。

(16) 県は、関西電力がフランスに再処理委託して発生する高レベル放射性廃棄物は、昭和60年の立地基本協定に含まれないとの認識を県議会で表明したが、第7次エネルギー基本計画に示された、使用済MOX燃料を六ヶ所再処理工場で再処理する想定も含まれないと表明すべきと考えるが、知事の認識と対応について伺う。

答1 使用済MOX燃料の再処理については、国によると、
○これから実証研究が始められる段階であり、六ヶ所再処理工場で再処理する方針を決めた事実はない
とのことです。

2 六ヶ所再処理工場については、まずは安全確保を第一にしゅん工に向けて取り組んでいただきたいと考えています。